

拠点機能のあり方検討

（ 検討に必要な各要素の概要 ）

ユネスコ世界遺産の活用指針となる要素

【ユネスコ&世界遺産センターの方針】

- 文化多様性の保護&異文化交流の推進 *ユネスコ活動方針&世界遺産条約の目的 1972年
- 世界遺産教育の推進 *世界遺産センター&ユネスコスクール（若者教育）1994年
- ESD (Education for Sustainable Development) の推進 *2005年
- 国連世界観光機関(UNWTO)と「世界遺産と持続可能な観光プログラム」 *2012年
- 存続可能な資産の保全体制・社会への取組 *2012年～ (2021年 第44回世界遺産委員会でも)

【締約国と地域の役割】

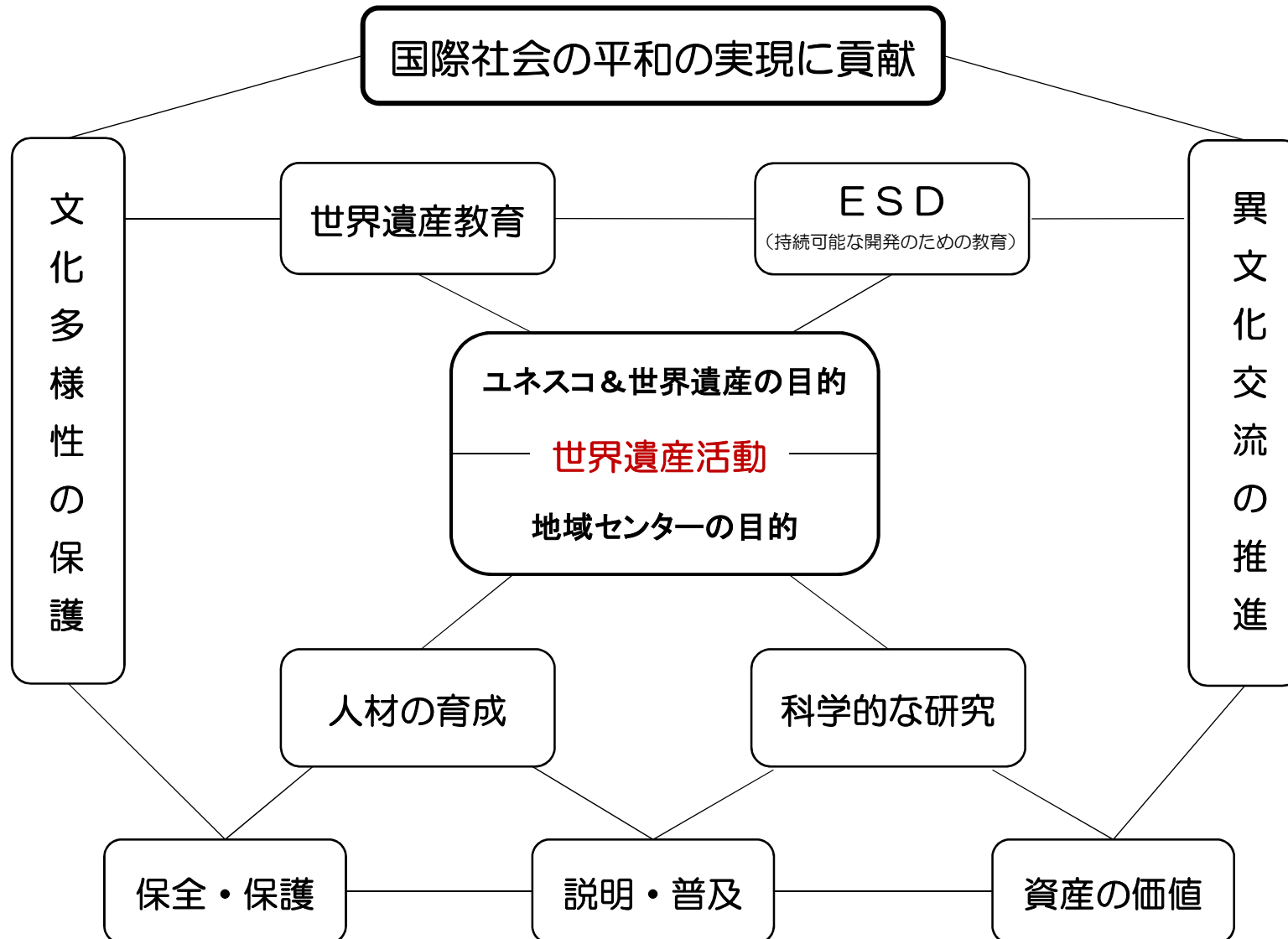
* 「Operational Guideline 2021」のなかから、地域の役割について記載された項目のみ

I C_15：世界遺産条約の締約国は下記の責務を有する。

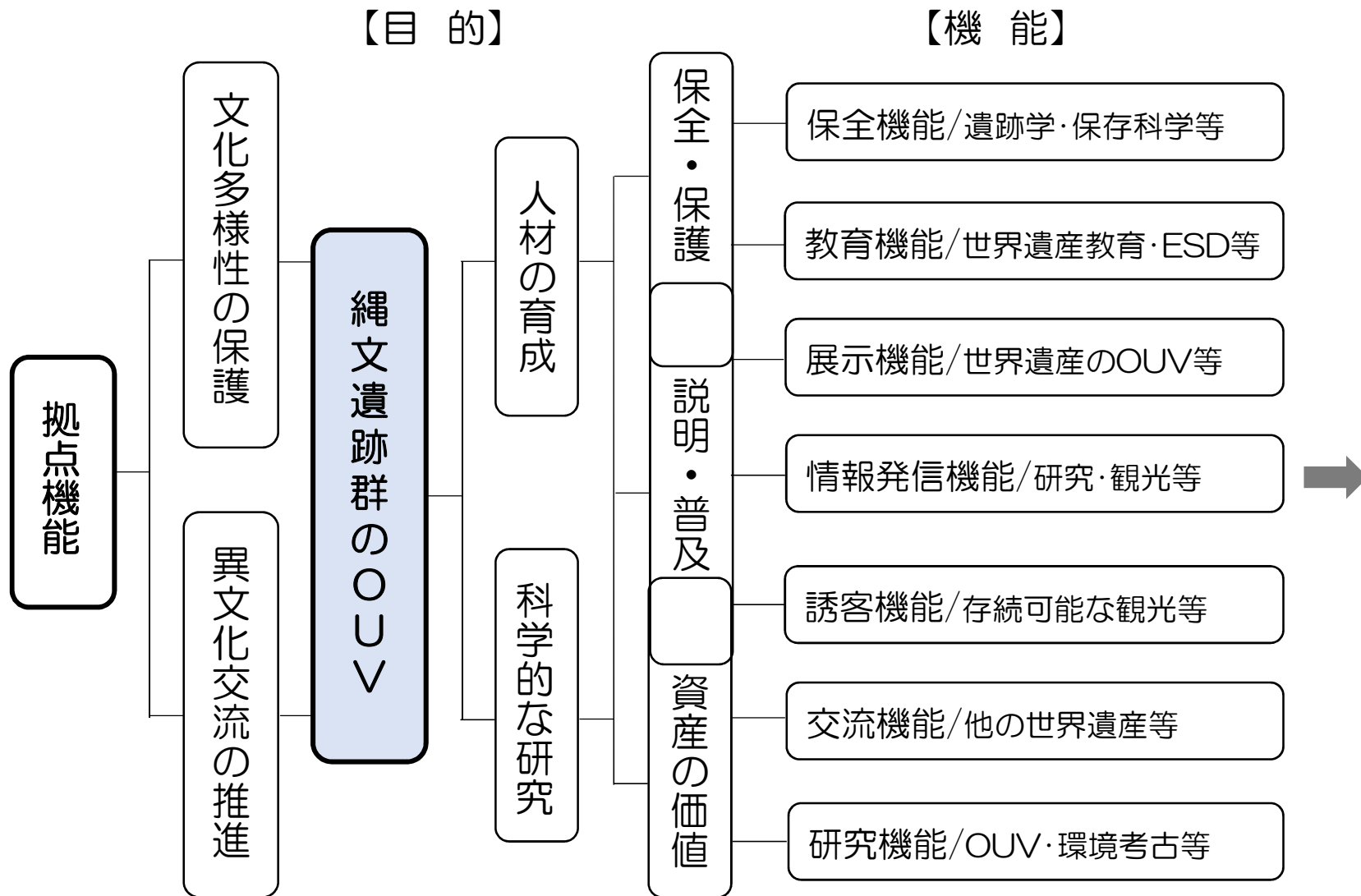
g) 資産の保全・保護および説明のための人材育成を目的とした国立または地域のセンターの設立と発展を促進するとともに、それらの分野における科学的な研究を推進すること。

原文：foster the establishment or development of national or regional center for training in the protection ,conservation and presentation of the heritage and encourage scientific research in these fields:

拠点機能に必要な要素の構造



縄文世界遺産の拠点機能のイメージ



縄文世界遺産の現代的な意義を伝える

未来へつづく、一万年ストーリー。